栃木県低入札価格工事対策試行要領

(目 的)

第1条 この要領は、栃木県が発注する工事のうち、予定価格に比して著しく低い価格で 受注した工事に対し、公共工事の品質確保や下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安 全対策の不徹底等の防止を目的に試行実施する対策について、必要な事項を定めるもの とする。

(対象工事)

第2条 本要領により対策を行う工事は、「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」で 定める低入札調査基準価格を下回って受注した工事(以下「低入札価格工事」という。) とする。

(対 策)

- 第3条 対象工事においては、別に定めるところにより以下の対策を行う。
 - (1) 入札・契約手続きにおける対策
 - ア 契約保証金の増額
 - イ 契約不適合責任期間の延長
 - (2) 施工管理における対策
 - ア 監督業務の強化
 - イ 施工体制点検、安全パトロールの強化
 - ウ 工事コスト調査の実施
 - エ 下請契約及び支払い状況調査の実施
 - オ 品質証明の義務づけ
 - カ 現場代理人と主任技術者等の兼任禁止
 - キ 施工体制台帳作成等の義務づけ
 - ク 文書による指示・注意
 - (3) その他の対策
 - ア 粗雑工事における指名停止期間の加重
 - イ 前年度工事評定結果等による低入札価格工事への専念義務

(入札参加者等への周知)

- 第4条 「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」で定める低入札調査基準価格を設定する工事については、入札公告及び特記仕様書に本要領の適用対象工事であることを明示する。
- 2 第2条で定める対象工事を受注した請負業者へは、落札者決定後速やかに第3条で定める対策を行う旨、文書で通知する。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、平成19年6月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用する。 なお、平成18年7月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用した「ダン ピング受注工事対策試行要領」は廃止する。

2 本要領第3条(3)のイに係る対策は平成20年度以降起工する工事に適用する。

附則

- 1 この要領の改正は、平成20年1月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適 用する。
- 2 本要領第1条でいう「栃木県」とは、環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局に 限る。
- 3 本要領第3条(3)のイに係る対策は平成20年度以降起工する工事に適用する。

附則

1 この要領の改正は、令和2年6月10日以降入札公告または指名通知を行う工事に適 用する。